

国民健康保険・後期高齢者医療加入の皆さんへ

医療費が高額になる場合は手続きをしましょう

「限度額適用認定証」の申請

医療機関を受診するときに支払っている医療費は、実際にかかる費用の1割～3割です。

しかし、保険証と「限度額適用認定証」を提示すると、同じ月、同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。

●申請が必要な人

医療費が高額になる人で、表の②③⑤⑥に該当する人および70歳未満の人

▶申請に必要なもの

保険証、印鑑（窓口に来る人の認め印）、世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）がわかるもの

●申請がいない人

表の①④に該当する人

保険証のみの提示で自己負担限度額までの支払いになるため、事前の申請は不要です。

「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

●国民健康保険に加入している人

現在の認定証の有効期限は7月31日です。

8月1日以降も引き続き適用を受ける場合は、再度申請が必要です。

▶受付開始 7月24日(水)～

▶申請に必要なもの

保険証、印鑑（窓口に来る人の認め印）、世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）がわかるもの

●後期高齢者医療に加入している人

すでに認定証の交付を受けていて、引き続き適用を受ける場合は、手続きは不要です。

7月中旬に新しい認定証を郵送します。

■申請・問合せ

保険年金課 国民健康保険担当 (☎41-2606)

後期高齢者医療担当 (☎41-2665)

表 70歳以上の人の自己負担限度額

負 担 区 分		外来のみ (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)	事前の申請 (認定証の名称)
現役並み所得者 (注1)	①現役並みⅢ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円＋(総医療費－842,000 円)×1% 【4回目以降 140,100 円】 (注 2)		不 要
	②現役並みⅡ (課税所得 380 万円以上 690 万円未満)	167,400 円＋(総医療費－558,000 円)×1% 【4回目以降 93,000 円】 (注 2)		必 要 (限度額適用認定証)
	③現役並みⅠ (課税所得 145 万円以上 380 万円未満)	80,100 円＋(総医療費－267,000 円)×1% 【4回目以降 44,400 円】 (注 2)		
④ 一 般		18,000 円 〈年間限度額 144,000 円〉(注3)	57,600 円 【4回目以降 44,400 円】(注 2)	不 要
⑤ 非課税Ⅱ・区分Ⅱ (注4)		8,000 円	24,600 円	必 要 (限度額適用・ 標準負担額減額認定証)
⑥ 非課税Ⅰ・区分Ⅰ (注4)			15,000 円	

(注1) 保険証の自己負担割合が3割の人

(注2) 過去12カ月に、同一世帯で高額療養費の支給が4回以上ある場合

(注3) 平成30年8月以降の診療分で、毎年8月～翌年7月までの1年間が対象期間となります。

(注4) 非課税Ⅰ・非課税Ⅱ、区分Ⅰ・区分Ⅱの基準は、以下を見てください。

70歳以上の人（後期高齢者医療加入者を除く）

非課税Ⅰ 世帯主および国保の加入者全員が市民税非課税で、かつ、その全員の所得が0円となる人（年金収入の場合は、80万円までが所得0円。遺族年金や障害年金などは、全て所得0円です）

非課税Ⅱ 世帯主および国保の加入者全員が市民税非課税の人（**非課税Ⅰ** 以外）

後期高齢者医療加入者の場合

区分Ⅰ 世帯員全員が市民税非課税で、かつその世帯員全員の所得が0円となる人（年金収入の場合は、80万円までが所得0円。遺族年金や障害年金などは、全て所得0円です）

区分Ⅱ 世帯員全員が市民税非課税の人（**区分Ⅰ** 以外）

がん検診無料クーポン券の引換はがきを郵送しています

子宮頸がん検診 乳がん検診 有効期限 令和2年3月31日

市では、女性特有のがんの早期発見のため、無料で検診を受診できるクーポン券を発行しています。対象となる人に無料クーポン券の引換はがきを郵送しています。ぜひ受診しましょう。

検診名	対象となる人
子宮頸がん	平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれ的女性
乳がん	昭和53年4月2日～昭和54年4月1日生まれ的女性

無料クーポン券の有効期限は
令和2年3月31日までです。
早めの受診をお願いします。

●医療機関で受診する場合

事前に無料クーポン券の交付申請手続きが必要です。

・窓口で引き換える場合

▶持ってくるもの 引換はがき、身分証明書

▶引換え場所 福祉課健康対策担当（保健所3階）

・郵送で引き換える場合

電話または市のホームページの電子申請で申し込んでください。

●集団がん検診で受診する場合

集団がん検診を受診する場合は、事前の引き換えは不要です。

検診日に引換はがきを持ってきてください。

■問合せ 福祉課 健康対策担当（☎41-2668）

集団出前がん検診を実施します

早期にがんを発見するためには、定期的に受診することが大切です。

実施日	ところ
9月	4日(水) 保健所
	8日(日) ◆ 文化会館
10月	2日(水) ゆめタウン大牟田
	5日(土) ◆ 吉野小学校
	6日(日) ◆ 手鎌小学校
	12日(土) ◆ 恵愛園

◆…国保の特定健診・20代30代健診と合同実施

▶検診項目 胃・肺・大腸・子宮頸・乳

▶対象 子宮頸がん検診は20歳以上、その他のがん検診は40歳以上の市民。特定健診・20代30代健診は、市国保加入者で未受診の人。

※詳細は問い合わせてください。

■申込み・問合せ

福祉課 健康対策担当（☎41-2668）

※電子申請での申込みはこちら →

申込み QR コード



おおむた健康いきいき
マイレージ対象事業

歯にかみ巡回教室（3回教室）を開催します

おおむた健康いきいき
マイレージ対象事業

口を健康に保つことはとても大切です。口が健康だと、誤嚥性肺炎などの病気予防だけでなく、認知症予防や転倒予防につながると言われています。市では、歯科衛生士が講師を務め、口の健康を維持・向上させる秘訣を伝える「歯にかみ巡回教室（3回教室）」を開催します。ぜひ参加してください。

会場・地域交流施設	定員	時間	1回目	2回目	3回目
①さくら並木さはら（☎85-0185・下池町）	20人	14:00～15:30	9/6(金)	9/13(金)	9/20(金)
②恵愛の里（☎55-3616・白川）	15人	13:30～15:00	9/6(金)	9/20(金)	10/4(金)

▶内 容 口の健康についての講話と実習

- ・食べる前のリラックスと体操
- ・口や唾液の働き
- ・歯の磨き方や糸ようじの使い方
- ・唾液をよく出すマッサージ法
- ・窒息予防と窒息時の対処法

▶対象 65歳以上の市民で、3回とも参加できる人

▶参加費 1教室あたり、300円（3回分）
（歯ブラシ・歯間ブラシ等の教材費）

▶申込み ①は事前に電話で会場（地域交流施設）へ
②は事前に福祉課健康対策担当へ

■問合せ 福祉課 健康対策担当（☎41-2668）

一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けましょう

7月22日～28日は「肝臓週間」、7月28日は「日本肝炎デー」です。肝炎は、正しい知識、早期発見、早期治療が大切です。市では通年、肝炎ウイルス検査を実施しています。この機会にぜひ検査を受けましょう。

▶と き 通年

▶ところ 市内の実施医療機関

※かかりつけの医療機関で検査する場合も、日時などを事前に、問い合わせてください。

▶対 象 20歳以上の検査を希望する市民で、
肝炎ウイルス検査を受けたことのない人
※受検歴が不明のときは問い合わせください。

▶回 数 1回限り

▶受診料 無料

▶必要なもの 住所・氏名・生年月日が確認できる保険証や免許証などの身分証明書

■問合せ 保健衛生課 感染症担当 (☎41-2669)

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性へ

この制度は
令和4年3月31日
までの3年間です

風しんの抗体検査・予防接種が無料で受診できます

国の風しん対策の方針に基づき、これまで予防接種を受ける機会のなかった30歳代から50歳代の男性を対象に、風しんの抗体検査および予防接種の無料クーポン券を発行します。

▶対 象

・昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性
→全員にクーポン券を郵送

・昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性
→受診希望者にクーポン券を郵送
希望者は保健衛生課に問い合わせてください。

▶ところ 実施医療機関 ※詳細はホームページに掲載

▶内 容 抗体検査を実施し、抗体価が不十分な場合予防接種を実施します。

▶受診料 無料

■問合せ 保健衛生課 感染症担当 (☎41-2669)

55
4
5
0
4

い
ず
れ
も、

3
時
30
分

▼とき 8月3日(土)午後2時30分～

【平和おはなし会】

▼とき 7月26日(金)～8月28日(水)

【原爆パネル展と平和図書コーナーの設置】

市では、昭和60年12月8日に核兵器廃絶平和都市宣言を行っている。

【原爆パネル展と平和図書コーナーの設置】

▼とき 7月26日(金)～8月28日(水)

【平和おはなし会】

▼とき 8月3日(土)午後2時30分～

【原爆パネル展と平和図書コーナーの設置】

市では、昭和60年12月8日に核兵器廃絶平和都市宣言を行っている。

【原爆パネル展と平和図書コーナーの設置】

夏季安全推進運動

お知らせ

くらしの情報

OMUTA
Information

おおむた
お知らせコーナー

福岡県人権擁護委員連合会長表彰を受賞

長年にわたり人権擁護委員として尽力されている奥蘭公明さんが福岡県人権擁護委員連合会長表彰を受賞されました。

人権擁護委員とは？

法務大臣から委嘱された民間のボランティア。地域の皆さんからの人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、法務局の職員と協力して人権侵害の被害者の救済をしています。また、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。



奥蘭 公明さん

54

▼問合せ 農林水産課 (☎41-27)

しくは、問い合わせてください。

市と20年間の協定を結ぶことで市が間伐(間引き)などを行います。詳しくは、問い合わせください。

荒廃森林整備事業の案内

市内にスギ・ヒノキの山林があり、15年以上手入れを行っておらず、自力での手入れが難しい人は、市と20年間の協定を結ぶことで市が間伐(間引き)などを行います。詳しくは、問い合わせください。